

市主催イベント等の基本的な考え方

○マスク着用、手洗い、手指消毒など「新しい生活様式」による基本的な感染防止策の徹底・継続

○施設の開館等にあたっては、「業種別ガイドライン」等に基づく徹底した感染防止対策を实践

期間延長
変更前:3/18~7/11

①

○催物の開催基準に合致する場合も、集会・イベントなどの開催は慎重に判断(3/18~8/31)

時期	イベントの種類	収容率(※1)	人数上限(※1)	全国・広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの
<p>変更前</p> <p>令和3年4月5日から 令和3年7月11日まで</p> <p>↓</p> <p>②</p> <p>令和3年4月5日から 令和3年8月31日まで</p> <p>変更後</p>	<p>大声での歓声・声援等が 想定されないもの</p> <p>〔 ・クラシック音楽コンサート、 演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、 展示会 等 ・飲食を伴うが発声がないもの (注) 〕</p>	<p>100%以内 (収容定員がない場合は密が発生しない程度の間隔)</p>	<p>5,000人 又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方</p>	<p>「中止を含めて慎重に検討」</p> <p>※全国的な移動を伴うイベント 又はイベント参加者が 1,000人を超える場合は、 「事前相談」に係る対応を行う。</p>
	<p>大声での歓声・声援等が 想定されるもの</p> <p>〔 ・ロック、ポップコンサート、 スポーツイベント、 公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブ でのイベント 等 〕</p>	<p>50%(※2)以内 (収容定員がない場合は十分な 間隔(1m))</p>		

※1 収容率と人数上限で、いずれか低い方を限度に選択

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい。(⇒収容率は50%を超える場合がある。)

●イベント種類の例示や**その他上記に記載されていないもの**については、令和2年11月12日付け及び令和3年4月1日付け、4月9日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長名で発出されている事務連絡を参照すること。